

(平成21年1月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14件

国民年金関係 9件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月及び同年12月並びに42年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、42年6月の国民年金保険料については、納付記録を訂正することが必要であるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する39年11月及び同年12月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年11月及び同年12月(還付)
②昭和42年6月から44年3月まで

社会保険事務所から、申立期間①及び②の国民年金保険料は還付しているとの回答を受けたが、国民年金保険料を還付された覚えが無く、納付できない。私は満額年金が受給できる408か月納付を目標に、真面目に納付してきた。

申立期間について、納付済期間とされないのであれば、当該保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によると、当該期間の国民年金保険料が還付された記録が無い上、A市の国民年金被保険者名簿によると、当該期間の国民年金保険料がいったん納付済みとされた上で、「39.11~39.12分40.9.16カンブ済」と記載されているものの、社会保険庁の特殊台帳では、当該期間に係る国民年金保険料が納付された記録も無く、申立人の国民年金保険料の納付記録が適正に管理されていなかったものと考えられる。

また、申立期間②のうち、昭和42年6月については、社会保険庁の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、当該期間の国民年金保険料が還付されたことが確認できる記録があるものの、当

該期間は国民年金の強制加入対象期間であり、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたものと認められる。

- 2 一方、申立期間②のうち、昭和42年7月から44年3月までの期間については、社会保険庁の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、当該期間に係る国民年金保険料が還付されたことが確認できる記録があり、当該期間は厚生年金保険加入期間と重複していること、及び還付されたとする金額は、当該期間の国民年金保険料の合計額と一致していることなどから、当該期間の国民年金保険料が還付されたとする記録に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。
- 3 その他の事情も含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月及び同年12月並びに42年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する39年11月及び同年12月の国民年金保険料は、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から同年9月まで

私は、昭和47年7月に、A市役所で国民年金の加入手続を行った。同年7月から同年9月までの3か月分の国民年金保険料は、A市内の金融機関で確かに納付した。その時の領収証は持っていないが、当時の家計簿を持っており、同年9月21日の欄に国民年金保険料3か月分を納付したことが記載されている。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和50年10月から61年3月までの期間については、定額保険料と併せて付加保険料を納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持している家計簿によると、昭和47年9月21日の欄に「国民年金（3ヶ月）1,650」と当時の国民年金保険料額が記載されている上、同年12月1日の欄に「11/28 国民年金 1,650」、48年4月25日の欄に「国民年金（1～3月分）1,650」とそれぞれ記載されており、申立人が所持している48年1月から3月までの国民年金保険料領収証書の領収日及び金額は、家計簿上の納付日（48年4月25日）及び金額と一致している。

さらに、社会保険庁の記録上、申立人は昭和 47 年 7 月 13 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、最初の 3 か月間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であるとともに、45年1月から同年3月までの期間及び46年3月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から47年3月まで

私は、老後のことを考え、昭和41年11月に国民年金に任意加入した。44年11月にA町へ転居するまでは、B市で保険料を納付し、A町に転居後の47年4月からは集金人に納付していた。同年4月ごろに、A町役場から、昭和46年度分の国民年金保険料が納付されていないので、まとめて納付するよう勧められ、すぐに、友人と連れ立って役場に行き、保険料を納付した。金額は1万円くらいだったと思う。その時に納付したはずの同年度の国民年金保険料が、未加入期間として納付済みとされていないことに納得できない。当該期間を納付済期間として認めてほしい。

また、領収書が残っている昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料は重複して納付しているので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録によると、46年4月1日に任意加入被保険者資格を喪失後、47年4月1日に改めて強制加入被保険者資格を取得したこととなっているが、申立人は、その時点においても任意加入対象者であるなど、申立人の国民年金保険料の納付記録が適正に管理されていなかったものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの期間及び

46年3月については、申立人が所持している複数の領収書によると、45年1月から46年3月までの期間に係る国民年金保険料が48年12月13日に過年度納付により納付されたことが確認できるが、社会保険庁の特殊台帳によると、45年1月から同年6月までの国民年金保険料の月額を行政側が誤認したことから発生した不足分（300円）を、経緯は不明であるものの、46年2月分のうち300円を未納とすることで調整されたことがうかがえる。

さらに、申立人が所持している複数の領収書によると、昭和45年1月から3月までの期間、46年2月（不足分300円）及び46年3月の国民年金保険料が50年7月17日に第2回目の特例納付により納付されたことが確認できるが、重複して納付された45年1月から同年3月までの期間及び46年3月の国民年金保険料が還付された形跡は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和45年4月から46年2月までの期間については、社会保険庁の特殊台帳によると、保険料納付状況の昭和45年度の納付月数欄に、「~~00~~」、「~~11~~」、「12」と記載され、同年度の摘要欄に「46/2 不足分300円」と記載されていること、及び申立人が所持している複数の領収書によると、同年度の国民年金保険料が48年12月に納付され、行政側の計算誤りによる不足300円が46年2月分として50年7月に特例納付により納付されていることが確認できることから、当初、未納とされていた45年度の国民年金保険料のうち、46年2月分を除く11か月分が48年12月に納付された後、46年2月分が50年7月に改めて納付されたことにより完納となったものと考えるのが自然であり、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、45年1月から同年3月までの期間及び46年3月の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から49年3月まで
昭和50年ごろに、父親が市役所の支所に行った時、支所の職員から、「現在、特例納付の実施期間中なので、過去の未納保険料を納付することができる。1年分ずつを1か月ごとに納付したらどうか。」と勧められた。その後、妻が、私たち夫婦の分と、当時同居していた私の両親及び弟の分の加入手続きを行い、支所から1年分ずつに分割した納付書を受け取った。また、後日、国民年金手帳が送られてきた。

当時、家計は父親が管理しており、両親が、両親の分と一緒に私の申立期間に係る保険料を特例納付により納付してくれていたはずである。特例納付は月額900円、年額1万800円であったことを覚えている。

両親が納付してくれていたため、当時の領収書等は私の手元には無いが、両親については特例納付により納付した記録があるのに、私の国民年金記録が納付済みとされていないことはおかしい。

申立期間について、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の父親は既に死亡していることに加え、申立人の母親は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は納付しておらず、自分たち夫婦の分のみを納付したとしており、申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで

私は、国民年金は国が行う事業だからと考え、制度発足当初から国民年金に加入し、保険料も納付してきた。

当初、3か月ごとに納付していたが、申立期間については、生活が苦しかったこともあり、6か月ごとに納付していた。

しかし、その後は再び3か月ごとに納付してきたはずである。

役場からもらった申立期間に係る国民年金の納付記録台帳を紛失し、そのままにしていたところ、ねんきん特別便が届き、申立期間が納付済みとされていないことが分かった。

申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から50年3月まで

私は、両親と共に商売をしていたが、給与はもらっていなかったため、母親が、両親の分と一緒に私の国民年金保険料をA信用金庫B支店（現在は、C信用金庫D支店）で納付していた。申立期間について、母親が納付していた記憶があるのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親は、現在療養中で事情を聴取することができず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和50年10月27日であり、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人からは、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって一括納付したとの主張も無く、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私が婚姻した昭和51年3月から53年3月までの保険料は、母親が納付してくれていたと記憶している。自分の性格からも、申立期間の国民年金保険料を納付せずに、昭和53年度分から再び納付するということは考えられない。申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、旧A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿には、「51.3.7 転出 C市D町」と備考欄に記載されており、申立期間当時、同町では、申立人を転出者として管理していた可能性がうかがえること、及び社会保険庁の特殊台帳によると、「昭和51年3月7日住民票消除」といったん記載された後に、その記載の一部に二重線を引き、その下に「53.4.15」のゴム印が押されているため、管轄社会保険事務所は、昭和53年4月15日の時点まで、申立人の所在を把握していなかったことがうかがわれることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書（過年度保険料の納付書を含む。）が申立人に対して発行されたとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成14年3月まで

私は、昭和60年4月から国民年金に再加入し、保険料を納付していたが、60年4月から61年3月までの期間については、国民年金保険料の納付記録が無く、61年4月からは第3号被保険者の時期と重なり、二重払いになっている。申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。また、二重払いになっている期間について、国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は204か月と長期間である上、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの期間については、社会保険庁の記録上、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和45年5月以降と推認でき、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和61年4月から平成14年3月までの期間については、国民年金の第3号被保険者期間であり、これほどの長期間にわたり並行して国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

加えて、申立人が所持している国民年金手帳によると、昭和57年4月3日に国民年金被保険者資格を喪失した後、61年4月1日に国民年金の第3号被保険者として被保険者資格を取得した旨が記載されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から61年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から61年3月まで
ねんきん特別便が届いたので、国民年金の書類を整理していたところ、申立期間の国民年金保険料を、金融機関と納付組合のそれぞれに納付していたことが確認できる領収書が出て来た。
申立期間について、重複して納付していた国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料納付案内書兼領収証書及び国民年金保険料納入カードを所持しており、いずれにおいても、申立期間の国民年金保険料は納付済みとされているが、A市の納付組合に加入している被保険者の国民年金保険料納付案内書兼領収証書は、納付組合が加入者から集金した国民年金保険料を指定金融機関等で納付するために納付組合において必要なものであったと考えられる上、申立期間当時に国民年金を担当していたA市の職員は、「納付組合に加入している被保険者の国民年金保険料納付案内書兼領収証書は、被保険者が加入している納付組合に送付しており、被保険者本人に送付することはない。」としていることから、A市の納付組合は、集金の都度、被保険者が所持している国民年金保険料納入カードに領収印を押し、納期ごとにA市から送付された国民年金保険料納付案内書兼領収証書により指定金融機関等で納付し、その年度のすべての国民年金保険料を納付した後に、当該組合に加入している被保険者に対して、その事実を通知するために当該領収証書が手渡されていたものとするのが自然である。

また、申立期間は168か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり行政が国民年金保険料を二重に収納し続けることは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年3月まで

私は、昭和46年3月に県外の会社に就職したが、同年7月に退職し、実家に帰ってきた。実家の稼業を手伝いながらも、週4日程度、A社でアルバイトをし、月3万円くらいの収入があった。50年ごろに、アルバイト先の社長から、国民年金への加入と特例納付を勧められ、申立期間の国民年金保険料として約5万円を一括納付した。

ねんきん特別便が届き、社会保険事務所で説明を受けた時、県外で働いていた時の厚生年金保険被保険者記録が見つかり、記録が訂正されたものの、国民年金のことは何も言われなかったが、後日、加入月数と納付月数に違いがあることに気付いた。申立期間の国民年金保険料は、確かに納付しているので、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料として約5万円を一括納付したと主張しているが、当該金額は、申立期間に係る国民年金保険料を第2回目の特例納付及び過年度納付により納付した場合の金額とは相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和50年12月ごろと推認でき、その時点では、申立期間のうち、48年4月から同年9月までの期間については時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、第2回目の特例納付の納付対象期間でもない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から平成元年10月まで

私は、昭和58年10月ごろに会社を退社後、軽運送業を起業し、国民年金に加入した。妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納めていたはずなので、申立期間について、国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料の納付金額等に関する申立人の妻の記憶は曖昧であり、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和58年10月ごろに、A町役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年5月16日に夫婦連番で払い出されているが、申立人については、50年8月1日に国民年金の被保険者資格を喪失後、再度、国民年金の被保険者資格の取得手続を行った形跡が見当たらず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年3月まで

昭和41年6月22日から46年6月19月までの期間はA国に在住していた。帰国した日から31日後の46年7月20日にB警察署で運転免許の更新手続を行い、その帰りに市役所に行き、国民健康保険と国民年金等の加入手続を行った。その時、国民年金担当の男性職員から、「A国でのソーシャルセキュリティの5年分は、日本では無効であるが、国民年金保険料を5年間さかのぼって納付することができる。」との説明を受け、5年分の保険料を納付したので、申立期間の国民年金保険料も納付したはずである。申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の特殊台帳によると、申立人は、第1回目の特例納付により、申立期間直前の昭和39年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付し、申立期間直後の45年4月から46年9月までの国民年金保険料を過年度納付したことが確認でき、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付した上で、60歳に達するまで国民年金保険料をすべて納付すれば、保険料納付済期間がほぼ25年となることから、国民年金の受給資格を得るのに必要な国民年金保険料のみを特例納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、A国から帰国して約1か月後の昭和46年7月に国民年金の再加入手続を行い、その際に市役所職員の勧めに応じて、5年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、社会保険庁の特殊台帳に

よると、39年9月30日から不在被保険者として管理されていた申立人の住所が47年6月27日に変更されていることが確認できるとともに、申立人が所持している国民年金手帳は同年6月27日に発行されていることから、申立人は、帰国して約1か月後ではなく、約1年後の47年6月27日にC市役所で住所変更手続を行ったものと考えられる上、社会保険庁の特殊台帳によると、申立期間直前及び直後の期間（4年6か月）の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付により納付したことが確認でき、申立人がこのことを申立期間の分を含む国民年金保険料を納付したと誤認している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 12 月 1 日から 33 年 7 月 11 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の期間を確認したところ、「A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっている。」とのことであった。この記録は、旧姓のままであるが、当該事業所を退職した後の昭和 33 年 10 月 11 日に結婚し、結婚後は、夫の勤務地である B 県 C 市に居住しており、脱退手当金を受給した記憶も無ければ、脱退手当金についての説明を受けた記憶も無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、社会保険業務センターが保有している申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）においても、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険事務所へ回答している形跡があり、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 7 日から 31 年 5 月 27 日まで
老齢年金の裁定請求時に、申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。それまで脱退手当金制度自体を知らなかったし、申立期間当時、勤務先で脱退手当金に関する説明を受けた記憶も無い。もし、脱退手当金を受給していれば忘れるはずがない。脱退手当金の支給に関する記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 31 年 11 月 29 日に支給された記録となっている上、社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）においても、オンライン記録どおりに脱退手当金が支給された記録となっており、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 8 月 1 日から 31 年 6 月 1 日まで
②昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 3 月 5 日まで

私は、申立期間において、姉と妹と共にA社（合併により昭和 31 年 6 月からB社）に勤務していた。一緒に勤務していた姉と妹については、当該事業所における厚生年金保険被保険者期間があるのに対し、私は、脱退手当金を受給したことになっている。脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和 32 年 3 月 29 日に支給された記録となっている上、社会保険業務センターが保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）においても、オンライン記録どおりに脱退手当金が支給された記録となっており、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人は、一緒に当該事業所に勤務していた申立人の姉及び妹のいずれについても、当該事業所における厚生年金保険被保険者期間があることを申立ての根拠の一つとしているが、申立人の姉及び妹の当該事業所における被保険者資格喪失日以前の被保険者期間の合計はいずれも1年未満であることから、脱退手当金の受給の要件を満たしておらず、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 30 日まで
②昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 10 月 1 日まで

申立期間については、厚生年金保険に加入していない期間となっているが、申立期間①については、A社に勤務しており、税金か厚生年金保険料かよく分からないが、給与から何か控除されていた記憶がある。

申立期間②については、B社に勤務しており、C市からD市まで鮮魚を運搬する仕事をしていた。給与はE社から支給されており、何か控除されていた記憶がある。

申立期間について、厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、いずれも事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁の記録上、A社及びB社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、当時の同僚は所在不明であり、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除の事実の有無等を確認することができなかった。

さらに、申立人が、B社に勤務していた申立期間②において給与が支給されていたとするE社は、社会保険庁の記録上、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、E社が商業登記した時点（昭和 46 年 6 月）の事業主は死亡しており、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 50 年 3 月まで

私が申立期間において勤務していたA社は飲食店を中心に6店舗を営んでいた。私は、そこで調理師として勤務していた。申立期間において、A社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、当該事業所に勤務していたことは、雇用保険の記録から確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格取得日はオンライン記録と一致している上、被保険者は資格取得日順、かつ、健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主及び支配人は死亡しており、事情を聴取できた当時の役員は、「火災により当時の資料等が無く不明である。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を申立人と同日（昭和 50 年 4 月 1 日）に取得した者が 45 人も確認できる上、このうち事情を聴取できた 4 人についてはいずれも、当人が入社したと記憶している日と資格取得日が相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。